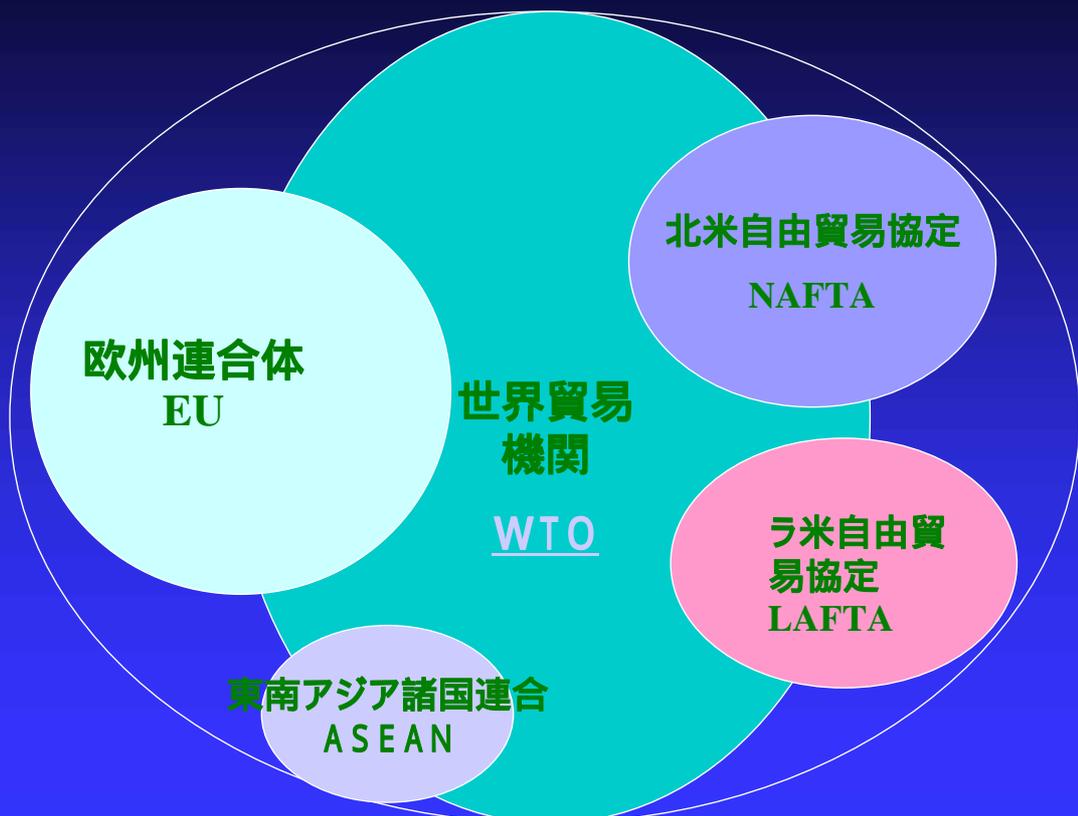


### 3.3-6 制度、ガバナンス・システム、レジーム、組織そして政府

- 制度とは、公式・非公式の規則あるいは慣習の集合で、社会慣行を明確にし、慣行に参加する個人の役割を割り当て、役割を担う者との相互作用の舵を取るものである。
- ガバナンス・システムとは、明確に区別できる社会グループのメンバーに共通する関心事について集団の選択を行うことに特化した制度である。
- レジームとは、より限定された問題群あるいは一つの問題領域に対処することを意図したガバナンス・システムである。
- 組織とは、予算、職員、事務所、設備、そして法人格をもつ有形の実体である。
- 政府とは、特定の社会状況における集団の選択を行いつつ実施するために設立された組織である。

Oran R. Young, *International Governance: Protecting the Environment in a Stateless Society* (Ithaca: Cornell University Press, 1994), p. 26

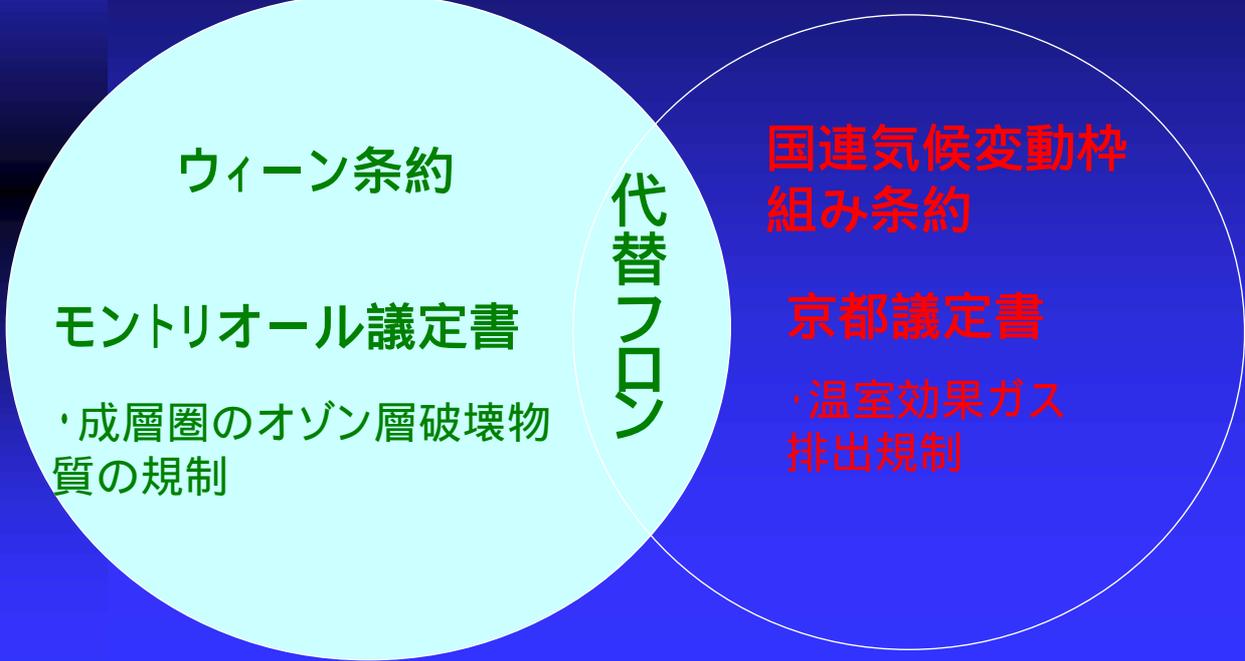
### 国際自由貿易制度



# 国際レジーム

## オゾン層保護レジーム

## 気候変動(緩和)レジーム



# 組織



## 現実主義的立場からの制度設計案

- 中央政府不在の国際政治状況では、条約の履行は基本的に各国による「自己施行」(self-enforcement)に頼らざるを得ない。
  - 実効力のある条約の制度設計にはどんな認識や戦略が必要か。
    - ◆ 条約の第一義的な課題は(現状に対する不満を抱いている国に配慮して)インセンティブの再構築を行なうこと。
    - ◆ 遵守は強要される必要があるが、条約への参加は国際協力に関して拘束力のある制約である。
    - ◆ 加盟国の行動を変えるような条約の手段は戦略的選択である。
    - ◆ 濃密な協力と広範な協力はトレードオフの関係にあり、その正しい均衡の選択は戦略的である。
    - ◆ 政策手段の連結(linkage)は戦略的選択になりうる。
    - ◆ 条約の最低限の参加レベルは戦略的な選択である。
    - ◆ 付帯的な報酬(side payments)の提供は戦略的選択になりうる。
    - ◆ 条約は往々にして次善の成果を維持するのみである。
    - ◆ 慣習法は条約が必要かどうか、条約によって何が達成されうるかを明らかにする。
- など。

Scott Barrett, *Environment and Statecraft: The Strategy of Environmental Treaty-making* (Oxford: Oxford University Press, 2003).

### 3.3-7 ガバナンスの主体と活動領域

社会区分 / 主な活動領域	(営利)民間セクター	公共セクター	非営利民間セクター
超国家 / 国家間	多国籍企業 / 社会的責任を果たすグローバル企業	政府間機関	国際的NGO/NPO = 問題意識のあるグローバル市民
国家 / 全国規模	大企業 / 社会的責任を果たす企業	<b>中央政府</b>	国内のNGO/NPO + 問題意識のある市民
国家より下位 / 地方	地元(中小)企業 / 社会的責任を果たす企業	地方政府	草の根団体 + 問題意識のある市民

Joseph S. Nye and John D. Donahue, *Governance in a Globalizing World* (Washington, D.C.: Brookings, 2000), p.13の表を一部変更.

### 3.3-8 環境ガバナンスの様式

- ステークホルダー (利害関係者)
  - ◆ 意思決定と政策実施過程での参加
    - ◆ 意思決定と政策の実施に関する原則
      - 透明性(transparency)、説明義務 (accountability)、協議 (consultation) そして補完性 (subsidiarity)
    - ◆ 参加の質の評価基準
      - 代表、討議、決定、実施

### 3.3-9 環境ガバナンスの手法

- 規制
- 権限委譲
- 市場メカニズムの活用
- 第三者による認証制度 (ISO 14001など)